

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ **新設** ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等	
要望内容（概要）	<p>【企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除】</p> <p>・現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：4.6万円、他の企業年金あり：2.3万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で認め、これを所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とすることを要望する。</p> <p>※拠出限度額は平成22年1月から引き上げられる。（他の企業年金なし：5.1万円、他の企業年金あり：2.55万円）</p> <p>【資格喪失年齢の引き上げ】</p> <p>・企業型確定拠出年金において60歳以上65歳以下の間の資格喪失年齢を定めることができるよう措置することを要望する。</p> <p>【中途引き出し要件の緩和】</p> <p>・企業型確定拠出年金において、少額資産者の中途引き出し要件の緩和を図るための税制上の所要の措置を要望する</p>	
関係条文	<p>地方税法第34条第1項第4号口、第314条の2第1項第4号口、所得税法第30条、31条、所得税法施行令72条第2項第5号          確定拠出年金法第11条第1項第6号、第19条、第20条、附則第3条 確定拠出年金法施行令第11条、第60条、</p>	
要望理由	<p>【企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除】</p> <p>現状、企業型確定拠出年金における企業の掛金拠出は、全体の平均で約1.1万円にすぎず、企業の掛金拠出は賃金に一定率を乗ずることで決められる方式が大半（約9割）であり、結果として賃金が低い若い世代の企業の掛金拠出は低くなっている。</p> <p>国民の高齢期における所得の確保という制度の趣旨に照らせば、掛金額を引き上げるべく制度的な手当てを行う必要があり、企業型確定拠出年金における個人拠出を容認し、その掛金を全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とすることで、企業型確定拠出年金の加入者が自助努力による老後の備えを行うことが可能となり、企業型確定拠出年金の老後の所得保障機能の充実が図られる。</p> <p>【資格喪失年齢の引き上げ】</p> <p>高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65歳までの定年延長又は継続雇用の措置を講ずることとされていることを勘案し、企業型確定拠出年金においても60歳以上65歳以下の間の資格喪失年齢を定めることができるよう措置することが必要である。</p> <p>【中途引き出し要件の緩和】</p> <p>確定拠出年金における少額資産者については、運用手数料を払って運用し続けることで、逆に資産が目減りすることもあることから、こうした者には途中で脱退を認めることが制度趣旨にかなうものである。この脱退要件については、企業型の加入資格を喪失した者のうち、個人型の加入資格を有する者と個人型の加入資格を有しない者との間で均衡を失っており、これを是正する観点から個人型の加入資格を有する者に関する中途引き出し要件を緩和することが必要である。</p>	
減収見込額	<p>（初年度） 17,933 （－） （単位：百万円） （平年度） 20,263 （－） （単位：百万円）</p>	
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税</p> <p>確定拠出年金については、掛金の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。また、運用時にかかる特別法人税については、平成23年3月末まで課税が凍結されている。</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>
	22年度の要望	<p>・ 国税</p> <p>国税においても同様の要望を行っている。</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>
過去の要望経緯	<p>【企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除】</p> <p>平成20年度税制改正要望を行ったが、今後の検討課題として位置づけられ、平成21年度の税制改正要望の結果、大綱に盛り込まれた。第171回通常国会に本内容を盛り込んだ法案を提出したが、審議未了のまま廃案となった。</p> <p>【資格喪失年齢の引き上げ】</p> <p>平成19年度の税制改正において要望し、認められ、第166回通常国会において、本内容を盛り込んだ法案を提出したが、審議未了のまま廃案となった。</p> <p>【中途引き出し要件の緩和】</p> <p>平成19年度税制改正において拡充を要望し、認められ、第166回通常国会において、本内容を盛り込んだ法案を提出したが、審議未了のまま廃案となった。</p>	
本要望に対応する縮減案	（特になし）	